

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成 29 年度税制改正大綱が示される…………… 1
- ・平成 28 年度企業主導型保育事業 第 4 次募集 申請受付中
～整備費・運営費ともに平成 28 年 12 月 28 日締切～…………… 2

平成 29 年度税制改正大綱が示される ～公益法人等課税について、関連制度の見直しの効果を注視～

平成 28 年 12 月 8 日、自由民主党・公明党は、「平成 29 年度税制改正大綱」を決定しました。

平成 18 年の公益法人制度改革以降、公益法人税制の見直しの議論が政府税調等で行われています。公益法人等課税については、平成 28 年 3 月 31 日に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律及び平成 29 年 4 月 1 日施行に向けた各種政省令の発出等、関連制度の見直しが進められている状況をふまえ、効果をよく注視する旨が記載されています。

公益法人等課税に関する、平成 28 年度及び平成 29 年度の税制改正大綱の記載の比較は以下のとおりです。

公益法人等課税について（関連部分抜粋）

○ 平成 28 年度税制改正大綱

非収益事業について民間競争が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しの動きもみられており、実効的な対応となるかどうか、動向をよく注視する。

○ 平成 29 年度税制改正大綱

非収益事業について民間競争が生じているのではないかと指摘がある一方で、関連制度の見直しが行われており、その効果をよく注視する。

※下線は全保協事務局

○平成 29 年度税制改正大綱

自由民主党ホーム > ニュース > 政策 > 平成 29 年度税制改正大綱

<https://www.jimin.jp/news/policy/133810.html>

平成 28 年度企業主導型保育事業 第 4 次募集 申請受付中 ～整備費・運営費ともに平成 28 年 12 月 28 日締切～

平成 28 年度から、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的として、企業主導型保育事業の実施が進められています。

今回の第 4 次募集（平成 28 年 12 月 28 日締切）をもって、平成 28 年度の募集は最後となります。

以下、企業主導型保育事業の助成等を担う「公益財団法人児童育成協会」のホームページで、申請にあたっての留意点等が示されています。

【企業主導型保育事業ポータルサイト（児童育成協会）から全保協事務局整理・抜粋】
企業主導型保育事業助成金第 4 次募集について（募集期間：12 月 1 日～12 月 28 日）

- 平成 28 年度の助成金については、平成 28 年度中に実施する事業（整備費であれば工事着工、運営費であれば保育施設の開所）が条件。
※本年度（28 年度）工事に着工する整備は、来年度（29 年度）に申請は出来ない。
（本年度中に助成決定となった継続事業分は除く）。
- したがって、本年度最後となる第 4 次募集は、
 - ①整備費については、平成 29 年 3 月までに着工が確実なもの
 - ②運営費については、平成 29 年 3 月までに開所が確実なもの が対象。
- 第 4 次募集の助成決定は 2 月中目途
- 募集期間は、12 月 1 日（木）0：00 から 12 月 28 日（水）17：00 まで。
- 最終日はシステムにアクセスが集中することが予想される。
※平成 28 年 11 月 1 日から企業主導型保育事業の助成申請（運営費、整備費）は電子申請に移行した。

【企業主導型保育事業ポータルサイト（公益財団法人児童育成協会）】 **※システム電子申請先**
<http://www.kigyounaihoiku.jp/>

【企業主導型保育事業 実施要綱・助成要綱等】

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 仕事・子育て両立支援事業・その他 > 平成 28 年度 企業主導型保育事業の助成に係る申請について

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/ryouritsu/josei_shinsei_h.html#youkou

【お問い合わせ先】

- 助成の申請手続き等について

公益財団法人児童育成協会 両立支援事業部 電話：03-5766-3801 FAX：03-5766-3803

OSAKA しごとフィールド 中小企業人材支援センター内 企業主導型保育事業相談窓口（京阪神地区対応）

電話：06-6910-3765 FAX：06-6910-3781

- 企業主導型保育事業全般について

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事業第 3 係 電話：03-5253-2111（内線 38349）